

1 宮城県民間投資促進特区（ものづくり産業版）に、新たに追加する特例

<内容>

工場立地にかかる緑地等規制の緩和を追加するもの

<解説>

工場立地法の規定では、特定工場（※1）を設置する場合、その敷地面積に対して緑地面積を20%以上、環境施設（※2・※3）を25%以上設けなくてはなりません。

今回、新たに追加する内容は、緑地面積及び環境施設の割合を市町村条例で定めることができるようにするものです。

具体的には、塩竈市の復興産業集積区域（※4）における特定工場の設置の基準について、緑地面積の割合10%、環境施設の割合15%を下限とする条例を定めることができるようにするものです。

2 特区の計画書の変更箇所

<変更箇所>

添付する復興推進計画P11の5（1）④に次の文章を追加。

「ウ．法第28条に基づく工場等の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積割合に関する工場立地法準則及び地域産業集積形成法準則等に代えて適用すべき準則の制定。復興産業集積事業を実施する区域及び条例で定める緑地面積率の基準等は別添で示す。（資料4）」

※1 特定工場

敷地面積が9,000㎡以上、あるいは工場等の建築物の建築面積が3,000㎡以上に該当する事業場。

※2 環境施設とは

次の施設の用に供する土地で周辺地域の生活環境に寄与するもの。

- ・噴水、水流、池、その他の修景施設
- ・屋外運動場
- ・屋内運動場
- ・広場
- ・教養文化施設
- ・雨水浸透施設など

※3 なお、緑地のみで敷地面積の25%以上を満たす場合は、緑地以外の環境施設を設置する必要はない。

※4 復興産業集積区域

税制の特例を適用し、復興を推進する事業者を集積する区域。